

2019. 4. 25

PRESS RELEASE

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県内信用金庫の「後見支援預金」の取扱い実績について

～平成31年3月末で100億円を超える～

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の11信用金庫は、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金(「後見支援預金」)の取扱いを平成29年7月～8月から開始しております(静岡発の全国最初の取組です)。

この取扱実績につきましては、平成31年3月末で444口座、106億円となるなど、県内各地で多くの方々にご利用いただいております。また、ご利用いただいた預金者(成年後見人)は、弁護士等の専門職後見人が中心ですが、最近では親族後見人や福祉施設入居者の後見人での取り扱いが増え、「身近な取引のある信用金庫でそのまま後見支援預金も取扱いができて良かった。」といった親族後見人からの声も聞かれるところです。

今後も静岡県の信用金庫は、本預金を成年後見人による厳格な財産管理と顧客利便性確保に資する重要な預金として位置づけし、県内の409店舗のネットワークを生かして取り組んでいく所存です。

記

取扱実績(静岡県内に本店を有する11信用金庫の合計)

	(参考)平成30年9月末実績		平成31年3月末実績	
	口座数	残高(百万円)	口座数	残高(百万円)
有利息型普通預金	272	7,159	345	7,816
無利息型普通預金(決済用預金)	35	1,135	99	2,838
合計	307	8,294	444	10,654

(一社)静岡県信用金庫協会
電話：054-255-5530

(ご参考・後見支援預金)

1.本預金の取扱いの背景

近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化していること及び平成29年3月24日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」内で「後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待」されていることに鑑み、県内の信用金庫が家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金（「**後見支援預金**」）の取扱いについて提案。（一社）静岡県信用金庫協会と静岡家庭裁判所と協議し全国で初めて県内信用金庫において平成29年7月～8月から取り扱いを開始し、現在では全国各地の金融機関へ取扱いが拡大してきている。

2.利用対象者

家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した者

3.取扱商品

普通預金のみとし、商品特性としてキャッシュカードは発行しない。

なお、最低預入単位の制限はない。

